

習志野市農業委員会総会議事録

令和5年第5回習志野市農業委員会総会は令和5年5月8日（月曜日）に習志野市役所

5階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後3時00分

2. 委員の出欠席 16名中 15名出席 欠席1名（網掛け）

（委員氏名）

1番 中野 政博	2番 江口 明美	3番 江口 勝洋
4番 渡邊 喜代美	5番 櫻井 茂雄	6番 三代川 和彦
7番 飯生 正己	8番 廣瀬 克久	9番 村山 源司
10番 中墓 明	11番 矢野 泰宏	12番 都築 博文
13番 織戸 淳也	14番 渡邊 幸枝	
会長 三代川 彦博	会長職務代理者 村山 茂男	

3. 議事録署名人 9番 村山 源司 10番 中墓 明

4. 総会に付した議件

議案第1-1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第1-2号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

6. 議案審議結果

上程 2件 承認 2件

7. 閉会時間 午後4時00分

<p>議 長</p>	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>ただ今より、令和5年第5回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>なお、本日より「5類」となりましたが、市役所内の会議では、今年度中に限り、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じるよう指示がありました。</p> <p>したがって、農業委員会総会の開催に当たりましては、これまでどおり、市の指示事項に応じた対策を講じて開催いたしますので、ご承知おきください。</p> <p>本日は、1番、中野政博委員から欠席される旨の連絡がありました。よって、農業委員16名の内、15名の出席により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長から指名させていただきます。</p> <p>9番、村山源司委員、10番、中墓明委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は2件、報告件数は4件でございます。それでは、早速審議に入ります。</p> <p>議案第1-1号及び、議案第1-2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議案とします。</p> <p>本件については、同一の転用事業でありますので、一括して審議します。</p> <p>なお、事務局から説明を受けた後、5番、櫻井茂雄委員は、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、採決の際には退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは事務局から、議案第1-1号及び議案第1-2号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第1-1号及び議案第1-2号は、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。</p> <p>本件は、同一事業でありますので、一括して説明いたします。まず、議案第1-1号について、説明いたします。</p>

事務局	<p>議案第1-1号は、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。</p> <p>下記の通り、農地法第5条第3項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものです。</p> <p>1番、申請地は、実朮本郷の農地8筆であり、合計面積は5,955平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は、社会福祉施設建設に伴う所有権の移転です。</p> <p>3番、転用目的は、ただ今申し上げたとおり社会福祉施設建設でございます。</p> <p>4番、申請者の住所及び氏名は、記載のとおりであります。</p> <p>続きまして、議案第1-2号の議案書をご覧ください。</p> <p>議案第1-2号につきましても、議案第1-1号同様、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。</p> <p>提案理由は、議案第1-1号と同一のため割愛させていただきます。</p> <p>1番、申請地は、習志野市実朮本郷の農地2筆であり、面積は51平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は、道路拡幅に伴う所有権の移転であります。</p> <p>3番、転用目的は、公衆用道路用地のためであります。</p> <p>4番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりでございます。</p> <p>説明については以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続けて、議案の詳細説明と現地調査報告をお願いします。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、議案の詳細説明及び現地調査報告 ……</p>
議長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>それでは、事務局の説明が終わりましたので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限によりまして、5番、櫻井茂雄委員は退席をお願いします。</p> <p>事務局は、櫻井茂雄委員の退席を案内してください。</p> <p>櫻井茂雄委員が退席されるまで、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 櫻井茂雄委員の退席を案内 ……</p>
議長	<p>それでは、櫻井茂雄委員が退席されましたので、休憩前に戻り会議を開きます。</p>

議 長	<p>議案第1-1号及び、議案第1-2号について質問のある方は、挙手願います。</p> <p>はい。三代川和彦委員、どうぞ。</p>
三代川和彦委員	<p>はい。施設の収容人数と職員数を把握されていれば教えてください。</p>
事務局	<p>はい。お答えいたします。</p> <p>児童養護施設につきましては、収容定員数が53名、計画従業員数は44名であります。続いて、高齢者施設は、収容定員数が77名、計画従業員数は43名であります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>三代川委員、続けてどうぞ。</p>
三代川和彦委員	<p>1日を通して従業員数と捉えてよいのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。各々の施設の部屋数などから予定数を見込んでいるものであります。</p>
三代川和彦委員	<p>夜間は、どのくらいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。お答えいたします。</p> <p>高齢者福祉施設については、入居型に加えて、デイサービスも行うとのことで定員数77名の全てが施設に滞在することは無いとのことです。</p> <p>したがって、夜間の従業員数については、明確に提示されておりません。</p> <p>次に、児童養護施設につきましても、同様にショートステイなどの一時的な利用がありますので、定員数53名の全てが入居する事ではないと伺っております。</p> <p>最後に、従業員については、近隣のアパートを利用するとのことであり、施設に入居し、寝食を共にする事は無いと伺っております。</p> <p>なお、夜間の従業員数については、当直制などの具体的な計画を事業者を確認し、次回の会議で報告をさせていただきます。</p>
議 長	<p>わかりました。</p> <p>三代川和彦委員、よろしいでしょうか。</p>

議 長	<p>事務局は、ただ今の質問にありました夜間の従業員数と近隣アパートの利用状況について、次の会議で報告をお願いします。</p> <p>その他に、ご質問・ご意見等がありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見が無いようですので採決に移ります。</p> <p>議案第1-1号及び議案第1-2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」お諮りいたします。</p> <p>議案第1-1号及び議案第1-2号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成により、議案第1-1号及び議案第1-2号を許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見を附して、進達することに決しました。</p> <p>なお、本件は転用面積が約6,000平方メートルと大きな事業となります。</p> <p>よって、千葉県知事に進達する前に、千葉県農業会議に転用許可について諮問いたします。</p> <p>事務局は、知事に対する進達と併せ、対応をお願いします。</p> <p>それでは、審議を終えましたので、事務局は櫻井委員の入室を案内してください、自席に戻られるまで暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 櫻井茂雄委員の入室を案内 ……</p>
議 長	<p>櫻井委員が自席に戻られましたので、休憩前に戻り、会議を開きます。</p> <p>櫻井委員に報告いたします。</p> <p>審議の結果、許可相当と決しましたので、報告申し上げます。</p> <p>事務局をお願いします。</p> <p>この度の社会福祉施設の建設計画を進めるに当たっては、隣接農地への影響を十分考慮し、隣接地で営農される方との合意形成に努めたと説明がありました。</p> <p>については、工事期間中はもちろんのこと、施設の営業開始後も周辺農地に支障が生じる場合には、事務局より指導をお願いします。</p> <p>以上で、本日の審議案件は終了となります。</p>

議 長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理通知及び、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知について、事前に資料を配布し、確認していただいておりますが、質問の有る方は、挙手願います。</p> <p>よろしいでしょうか、事務局は補足説明ありますか。</p>
事務局	<p>特段、補足説明ありません。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>委員の皆様、質問などよろしいでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>質問が無ければ、次にまいります。</p> <p>続きまして、報告第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについてです。</p> <p>事務局、何か補足説明はありますか。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、事務局より補足説明 ……</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次にまいります。</p> <p>報告第4号は、報告第3号と同様の報告となります。</p> <p>事務局、補足説明をお願いします。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、事務局より補足説明 ……</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>それでは、現地調査に立会いされた櫻井委員から、報告をお願いします。</p>

櫻井委員	はい。ご本人を始め、ご家族が一生懸命営農されて、畑も広々とキレイに作付けされておりました、何一つ問題がありませんでした。
議 長	櫻井委員、どうもありがとうございました。 同じく、現地調査された渡邊幸枝委員からも、報告をお願いします。
渡邊(幸)委員	はい。とてもキレイに耕作されておりました。
議 長	渡邊幸枝委員、どうもありがとうございました。 委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいでしょうか。 無いようですので、以上をもちまして、令和5年第5回習志野市農業委員会総会を終了いたします。